

香川県会計規則第184条の2第3号に基づく随意契約の締結後情報

部(局)・課(所)名	香川県農業試験場 (香川県園芸総合センター)
件名	令和6年度上半期香川県園芸総合センター庁舎清掃業務
契約の相手方 (名称、所在地)	名称：特定非営利活動法人 香川県社会就労センター協議会 所在地：高松市元山町1193-2
契約締結日	令和6年4月1日
契約の相手方とした理由	香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報【様式2】に掲げる受付期間内に見積書を提出したものが、上記の1事業所のみであり、当該事業所について契約の相手方として適当であるかどうかを、【様式2】に掲げる選定基準及び決定方法に基づき審査したところ、適当であると認められたため。